

令和3年7月27日

〒859-3203 長崎県佐世保市陣ノ内町949-9
公益財団法人 早岐靈園 御中

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）10：30～13：30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福崎 博孝

（申入担当者 弁護士 中鋪 美香）

（電話 0957-24-1187）



申 入 書

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人であり、将来的に適格消費者団体としての認定申請を予定しています。

さて、当法人において、御法人の「早岐靈園墓地使用規定」（以下「本件規定」といいます。）を調査したところ、その一部に消費者契約法に照らして不当と思われる点があると判断しました。

そこで、当法人は、御法人に対し、下記のとおり申し入れます。

つきましては、本申入れに対する御法人のお考え・ご対応等を、文書にて、令和3年9月末日までに、当法人にご回答ください。なお、ご不明な点がございましたら、申入れ担当者までお問い合わせください。

最後に、ご回答の有無及びご回答内容につきましては、消費者への情報提供のため、当法人のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表させていただくことがありますことをあらかじめ申し添えます。

敬具

第1 申入れの趣旨

本件規定中の下記条項の下線部を削除してください。

記

- 一、 「不可抗力による責任」天変地異等による損害は当法人の区画数により苑全体を負担する
- 一、 墓石は使用者の負担とするが許可のないお墓のリフォームや法名塔などの彫刻、また個人の安易な作業また許可のない墓石業者の出入りなども一切禁止する（靈苑は共有共同なので許可のない作業は認めない）
- 一、 少子化の進展が著しく今後も激減することも予想されるほか、超高齢化社会の問題などから墓地に対する意識も変化してきているため、このような事も十分に考慮し、都度規定は変更する

第2 申入れの理由

1 はじめに－消費者契約法の適用について

事業者と消費者との間の消費者契約については、消費者契約法が適用されます。

この点、事業者とは、「法人その他の団体」等を指すところ（消費者契約法2条2項¹），御法人は公益財団法人であって「事業者」に該当します。そして、御法人に墓地使用料を支払って墓地を使用する個人の使用者は「消費者」（同法2条1項²）に該当します。

よって、御法人と使用者との間の墓地使用契約（永代使用契約）は、消費者契約法の適用される「消費者契約」（同法2条3項³）に該当するため、御法人は、消費者である使用者との契約締結に際し、消費者契約法を遵守していただく必要があります。

具体的には、本件規定を策定するに際しては、消費者契約法を念頭においていただく必要があり、その条項が消費者契約法に違反する場合には、無効になります。

2 早岐靈園墓地使用規定における消費者契約法上の問題点

¹ この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

² この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

³ この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

本件規定中には、(1)不可抗力による靈園の損害を使用者に費用負担させるかのような条項、(2)御法人の許可を得ない墓石のリフォーム等を禁ずる条項、(3)御法人が一方的に規定を変更できることを定めた条項、があります。

これら条項の内容は、以下のとおり、消費者契約法10条に違反していると考えます。

3 消費者契約法10条について

消費者契約法10条⁴は、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」につき、「無効」とあると規定しています。

(1) 不可抗力による靈園の損害を使用者に費用負担させる条項

御法人の規定には「一、「不可抗力による責任」天変地異等による 損害は当法人の区画数により苑全体を負担する」との条項があります。

この文言のみでは、どのような損害を誰が負担するとしているのか判然としませんが、仮に、不可抗力によって他人の墓石や靈苑の区画部分もしくは共用部分になんらかの損害が生じた場合に、区画数に応じて使用者に費用負担をさせる、という趣旨の条項なのであれば、他人に生じた損害を賠償する責任について定めた債務不履行責任（民法415条）や不法行為責任（民法709条）が、責任発生の要件として行為者の過失（または故意）を必要としていることに比して、「消費者の義務を加重する消費者契約の条項」と言えます。さらに、貴法人は、本靈苑の管理のために管理料を使用者から徴収しているのでありますから、共用部分の損害等については本来貴法人が負担すべき費用であり、それを消費者に負担させることは「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」であると言えます。

(2) 許可を得ない墓石のリフォーム等を禁ずる条項

御法人の規定には、「一、墓石は使用者の負担とするが許可のないお墓のリフォームや法名塔などの彫刻、また個人の安易な作業また許可のない墓石業者の出入りなども一切禁止する（靈苑は共有共同なので許可の

⁴消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

ない作業は認めない)」との条項があります。

使用者が御法人と締結する墓地使用契約は、墓地の特定区画に墳墓を設置する権利を設定する契約です。墓石については、使用者がその所有権を有するものであり、御法人が所有権を有するのは、その特定区画部分および共用部分の敷地のみです。

民法は、所有権の内容として、「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する（民法206条）」と定めています。

本件条項は、本来墓石の所有者である使用者が排他的に支配できるはずの墓石について、貴法人がリフォームを制限するという内容であり、「民法の規定に比して消費者の権利を制限する条項」と言えます。さらに、貴法人の許可を得ないリフォームや個人での作業、許可のない墓石業者の立ち入り等を一切禁ずることが使用者の利益に叶うものとは言いがたく、「信義則に反し消費者の利益を一方的に害する」ものとして、消費者契約法10条に違反するといえます。

(3) 一方的に規定を変更できることを定めた条項

御法人の規定には、「一、少子化の進展が著しく今後も激減することも予想されるほか、超高齢化社会の問題などから墓地に対する意識も変化してきているため、このような事も十分に考慮し、都度規定は変更する」との条項があります。

これは、「契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。」（民法522条）の規定に反し、相手方の承諾なしに相手方を拘束する契約内容を決めてしまうものであり、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」と言えます。さらに、消費者の承諾なしに貴法人の意向のみで消費者に不利な内容に契約内容を変更することは、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に該当します。

4 ご提案

以上のとおり、申入れの趣旨記載の条項は、消費者契約法上適法とはいえないものです。よって、ご削除下さいますようお願い申し上げます。

第3 最後に

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、宜しくご対応くださいますようお願い申し上げますとともに、ご対応結果（ご対応いただけない場合にはその理由）を、令和3年9月末日までに、当法人（長崎市賑町5番24号向ビル201）へ文書にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答にお時間を要する場合には、その旨をご連絡いただけますと幸甚です。

以上